

## 航路の指定区間及びサービス基準に関する調査の回答について

資料 5

### ○指定区間・サービス基準について

平成 12 年の海上運送法の改正において、海上運送事業の需給調整規制が廃止され、海上運送事業の休廃止が許可制から届出制に緩和された。そのため、不採算航路の退出等により利用者の利益が損なわれる恐れが生じたため、国が区間を指定し、一定のサービス水準を確保するための許可基準を設けている。

### ○指定区間・サービス基準の見直し

国は、基準等の見直しのため、都道府県知事に対して指定区間の指定や廃止の有無、サービス基準の見直しの必要性について意見照会を行う。

指定区間 (航路)	サービス基準			運航事業者の意見	市の意見
	運航日程	運航回数 (1日)	その他		
①小用 ～ 呉中央	毎日 (年末年始を除く)	13 往復	旅客船(旅客 75 名) フェリー(旅客 225 名・車両 26 台)	特になし	—
	年末年始	8 往復			
②切串～宇品 ③宇品～小用	毎日 (年末年始を除く)	18 往復	旅客船(旅客 75 名) フェリー(旅客 225 名・車両 26 台)	特になし	—
	年末年始	7 往復			
④中町・高田 ～宇品	毎日 (年末年始を除く)	24 往復	旅客船(旅客 139 名) フェリー(旅客 270 名・車両 22 台)	各航路ごとの最低輸送の能力 (旅客) 現行 139 名→見直し案 80 名 (理由) 午前 9 時以降の乗客の少ない 時間帯は小型船で運航し燃料 費削減を図る。	最低輸送能力の削減については、午前 9 時以降においても定員オーバーによる積み残しが生じることのないように、利用実態を十分に把握した上で配船を行うことができるのであれば、特に問題ないと考える。 指定区間サービス基準の設定後、10 年以上が経過し、利用者数も当時と比べ大幅に減少している。将来的にも減少傾向が続く見通しであり、運航事業者が経営改善を検討していくためにも、基準の見直しも必要と考える。
	年末年始	15 往復			
⑤三高・大須 ～宇品	毎日(日曜・祝日・休日・年末年始を除く)	三高 13 往復 大須 6 往復	旅客 207 名 車両 26 台	特になし	—
	日曜・祝日・休日	三高 10 往復 大須 5 往復			

※運航事業者 ①②③瀬戸内シーライン㈱ ④上村汽船㈱ ④江田島市企業局 ⑤芸備商船㈱

※切串～呉ポートピア(一真海運㈱)・秋月～呉中央航路((有)バンカー・サプライ)は対象外